

令和3年7月に判明した事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（1件）

- 令和3年7月14日、傷病手当金支給決定通知書に同封する「一部不支給通知書」について、同姓の別の方の通知書を同封し送付していたことが判明しました。

出力された「支給決定通知書」と「不支給決定通知書」との組み合わせを行う際に、確認が不十分だったことが原因です。

電話連絡をいただいた方については、事情をご説明するとともにお詫びし、誤って送付した通知書の回収についてご了解いただきました。また、別の方に送付した加入者様についても事情をご説明するとともにお詫びし、本来お送りすべき通知書を送付することについてご了解いただきました。

再発防止策として、一部不支給が生じる対象者の方については、審査・確認の時点で案内文書を作成し、組み合わせの回数を一回とすることで、誤封入のリスクを低減させるよう改善しました。また、今回の事案を踏まえ、封緘時の確認について徹底するよう職員内での意識の共有化を図りました。